

令和 8 (2026) 年度県教育委員会の障害者雇用率について

教育委員会事務局教育政策課

1 概要

令和 8 (2026) 年 6 月 1 日現在の県教育委員会の障害者雇用率について、障害者雇用促進法第 40 条の規定に基づき、次のとおり栃木労働局に報告した。

2 県教育委員会の障害者雇用率

	対象職員数	障害者数	障害者雇用率	法定雇用率
令和 7 (2025) 年	14, 209. 0 人	341. 5 人	2. 40%	2. 70%
令和 8 (2026) 年	<u>14, 177. 5 人</u>	<u>350. 5 人</u>	<u>2. 47%</u>	<u>2. 70%</u>
差	▲31. 5 人	9. 0 人	0. 07%	

(注) 本数値は報告値であるため、今後、異同を生じることがある。

- 雇用する障害者数は、障害のある新規教職員の採用や中途障害者等の増加により若干増加し、障害者雇用率は昨年度より上昇したものの、R7 年度の分母積算の際の除外率の 10%引下げ (25%→15%) で、分母となる職員数が増加した影響により、2 年連続の法定雇用率未達となった。

(参考) 障害者雇用に関する取組方針に基づく主な取組 (平成 30 年 11 月公表)

- ・ 県立学校の公仕・農業労務、事務職への非常勤職員の採用
- ・ 県立学校の教員業務支援員への非常勤職員の採用
- ・ 小中学校事務の障害者雇用枠の拡大と採用方法の見直し 等

- 引き続き、令和 7 (2025) 年 3 月に策定した栃木県教育委員会障害者活躍推進計画 (第 2 期) に基づき、障害者が活躍できる環境の整備に努めていく。